

箕 面 市 消 防 本 部
（豊能消防署東出張所）

自動扉保守点検業務委託仕様書

箕面市消防本部（豊能消防署東出張所）自動扉保守点検業務の受託者（以下「乙」という。）の業務内容は、本仕様書の定めるところによる。

1 対象施設

豊能消防署東出張所 豊能町余野20番地の1

2 対象機器

ナブテスコ製 DS-41 1台

3 業務期間

契約期間と同じ

4 一般事項

- （1）本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき委託者（以下「甲」という。）の指示に従い施行すること。
- （2）本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- （3）本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- （4）乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- （5）本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- （6）本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。
- （7）提出書類（原則としてA4版とする）
 - ① 報告書（作業完了時）
 - ② その他、甲の指示するもの

5 作業内容

別紙のとおり

6 特記事項

- （1）業務日及び業務時間は原則として平日（*）の8時45分～17時15分の間とする。なお、詳細は、消防業務に支障をきたさないよう、甲・乙協議して決定する。
* 平日とは土・日・国民の祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）以外

をいう。

(2) 業務実施にあたっては、甲の承認を得て行い、業務終了後速やかに業務終了の報告を行うものとする。

(3) 業務に必要な器具、消耗品などは、すべて乙が負担するものとする。

自動扉保守管理業務仕様書

(レギュラーメンテナンス契約)

1 保守管理範囲

1) 保守管理業務の対象範囲

- ・自動扉開閉装置 駆動部 (ドアエンジン・プーリ・連結ベルト)
- ・自動扉開閉装置 懸架部 (ドアハンガ・ハンガレール)
- ・自動扉開閉装置 制御部 (コントローラ・配線モジュール)
- ・自動扉開閉装置 検出部 (起動センサ・補助光電センサ)
- ・自動扉開閉装置 その他 (電気錠・オプション品)

2) 保守管理業務の対象外範囲

- ・建具類 (ガラス・サッシ・振れ止め・ガイドレール類・鍵錠など)
対象範囲に起因しない作業に伴う扉脱着作業費など
- ・連動設備類 (テンキー・キースイッチ・集合インターホン・非常開放スイッチなど)
乙が納入・施工しない連動設備類

2 保守管理業務の内容

1) 定期保守点検

- ・「別紙」の点検予定に基づき定期的に技術員を派遣し、機器の点検を行ない、予防保全に努める。
- ・作業は、自動ドア施工技能士 (厚生労働省認定) の資格を有する者自ら行なうか、作業者を指導して行なうものとする。
- ・点検項目及び判定基準は、自動ドア保守基準 (JADA A 0003全国自動ドア協会)、自動ドア安全ガイドライン (JADA B 0005全国自動ドア協会) 及びナブコ自動ドア点検基準書 (ナブテスコ株式会社住環境カンパニー) に基づくものとする。

【定期点検整備項目】

区 分	詳 細
作動履歴の確認	累計開閉回数、サーマル作動回数、セーフティ発生回数
自己診断エラーの確認	無負荷エラー、サーマル作動、モータエラー、エンコーダエラー、断線エラー、連続セーフティエラー、内部RAM/ROM/EEPROMエラー、センサ入力エラー、センサ不具合エラー、電気錠作動エラー、NET通信エラー、NET機器接続エラー
各種設定の確認	開き速度、閉じ速度、開放タイマ、各種トルク、クッション速度及び距離、開閉セーフティ感度
サッシ部点検	無目点検カバー取付状態、ガイドレール内の状態、扉の状態、振れ止め・扉ガイドの取付状態、指はさみ防止対策、各部適正隙間確認
懸架部点検	ハンガレール、吊車の汚れ・磨耗・損傷、踊り止めの隙間、ストッパ・ハンガレール・吊車の取付状態
動力作動部点検	手動開閉動作及び異音の有無、エンジンの取付状態、駆動軸の変形・磨耗、プーリの変形・磨耗、ベルト・チェーン・ワイヤの張り・磨耗及び取付状態
制御装置点検	開速度、閉速度、クッション作用、開き保持時間
センサ部点検	センサ検出範囲及び感度、補助センサ作動状況
電気回路	総合動作 (通常動作・反転動作)、配線の支持・接続状態及び被覆の亀裂有無、電源電圧、絶縁抵抗
電気錠	電気錠の作動確認
その他	自動ドアステッカー・警告ラベル、故障時連絡先シール

※用語について

- 点 検 : 装置の機能及び劣化の状態を一つひとつ調べることをいい、機能に異常または劣化が生じた場合、必要に応じ装置を構成する部品の交換・分解整備などの措置方法を判断する。
- 保 守 : 装置の必要とする性能または機能を維持する目的で行なう消耗部品または材料の取替・注油・汚れなどの除去などの軽微な作業をいう。
- 修 理 : 点検の結果、劣化した部品・部材または低下した性能・機能を、本来有すべき性能または機能に、あるいは事実上支障のない状態まで回復させることをいう。
- 予防保全 : 自動ドア稼動時の故障を未然に防止し、良好な機能を維持し、通行者の安全を確保するために定期的に点検・保守を計画する。また計画的に実施された点検・保守の結果により予防保全の資料として活用する。
- 自動ドア安全ガイドライン : 全国自動ドア協会が2005年4月1日に制定し、2006年4月1日施工分より施行した自動ドアを利用する通行者の安全性を確保する目的で策定した基準。

2) 緊急修理

- ・定期点検以外で、故障が発生した旨の通知を受けた場合は、直ちに技術員を派遣し、調整または修理を行なうものとする。その際の技術料及び諸経費は乙の負担とする。又、契約に定める通常業務時間外でも、修理の依頼については受付ができ且つ必要に応じて技術員を派遣できるものとし、その際の派遣費用は甲の負担とする。

3) 保守部品

- ・点検または修理において、別途部品交換を必要とする箇所を発見した時は直ちに報告し、対応を協議するものとする。交換部品に関しては、保証の観点からナブコ自動ドア純正部品(新品)を使用するものとする。
- ・別紙記載の装置の保守部品が製造中止となり、保守部品供給期間を超過して機能維持管理が不可能となった場合、後継機種へ更新するものとする。
- ・乙は、別紙記載のナブテスコ製装置の保守部品供給に関する情報は、甲に対し速やかに通知するものとする。

4) 記録および報告

①記録(保管)

- ・保守点検担当者は、点検実施日・設置場所・点検機種名・点検内容の保守点検結果ならびに修理を必要とした場合の措置内容を「自動ドア点検報告書」に記入する。
- ・センサの各設定(検知エリア範囲等)及びコントローラのパラメータ設定値を変更した場合は、必ず建物管理責任者に報告し、承認を受けた後、「自動ドア点検報告書」に記録するものとする。
- ・「自動ドア点検報告書」の保管期間は、10年とする。
(PL法第5条に準じるものとする。)

②報告

- ・点検(または修理)の結果を「自動ドア点検報告書」(修理作業報告書)に記入し、速やかに建物管理責任者に報告するものとする。
- ・点検結果に従って修理措置を行なう場合は、建物管理責任者の承認を受けるものとし、作業終了後に改めて建物管理責任者に報告し、修理作業完了の承認を受けるものとする。

3 保守管理業務における費用の負担区分

- ①定期点検及び故障修理時の技術員の技術料及び諸経費は乙の負担とする。
- ②本装置の内、次の部品等は乙の負担とする。
 - ・本装置のヒューズ・潤滑油・標準ライナー・ボルト類・ビス類
- ③前項以外の取替部品費用は甲の負担とし、取替作業費及び諸経費は乙の負担とする。
- ④下記の工事・修理にかかる費用は甲の負担とする。
 - ・甲の要望による本装置の仕様変更や改造に伴う工事費及び諸経費
 - ・契約対象自動ドア装置の移設に伴う工事費及び諸経費
 - ・自動扉開閉装置検出部起動センサに、床埋込式スイッチ(電子マットスイッチ等)を使用しており、検出部本体に修理や取替を行なう必要が生じた場合の「研(ハツリ)」・「床仕上げ工事」費用
- ⑤通常業務時間外の緊急修理派遣費用
 - ・甲の要請により緊急出動を要する場合に限り、甲は下記の緊急出動費を負担するものとする。
 - ただし、乙の発意により、且つ甲の承認を得て作業した場合はこの限りではない。

区 分		時間帯	緊急修理派遣費用
休日	昼 夜	終 日	5,000円
全日	夜 間	18:00~23:00	5,000円
全日	深 夜	23:00~08:00	10,000円